

特集 弘前市協働による まちづくり 基本条例 ～市民の幸せな暮らしの実現を目指して～

当市における、これからのまちづくりの理念やルールを定める「弘前市協働によるまちづくり基本条例」が4月1日から施行されました。
公募市民など12人で組織する市民検討委員会を設置し、同委員会を中心として十分に議論し、市民等・議会・執行機関の各主体が関わりながら、約2年半の歳月を費やし条例が制定されました。
■問い合わせ先 市民協働政策課（☎40・7108）

弘前市協働によるまち づくり基本条例の前文

「本市は、歴史・文化資源を数多く有するとともに、緑豊かな自然環境に恵まれています。

また、学都として教育も充実し、地域のコミュニティによる活動も根付いているなど、自然との共生を図りながら、地域ならではの文化・生活が営まれてきました。

先人たちが築き上げてきたこの住みよいまちは、今後も時代に応じ、新たなものを取り入れながらしっかりと育て、次代を担う子どもたちへ継承していかなければなりません。

この住みよいまち、『あずましい ふるさと』を笑顔でつないでいくためには、弘前を愛する心を育み、まちづくりの担い手を育成するとともに、協働によるまちづくりを行っていく必要があります。

したがって、市民の主体性を尊重するというまちづくりの基本理念や市民、議会及び執行機関の役割、それらによる協働のあり方を具体化したまちづくりの仕組みなどを明らかにし、その仕組みに基づく継続的な取組により、市民の幸せな暮らしを実現するために、本市のまちづくりの基本とする弘前市協働によるまちづくり基本条例を制定します。」

【解説】前文は、この条例の全体像を簡潔かつ的確に表現するよう配慮し、次の4つの項目について記載されています。
①まちの歴史、文化等
②まちのあるべき姿
③市民の主体性や参加、協働の重要性
④条例を制定する意義や決意

条例制定の背景

当市では、すでに「市民参加型まちづくり1%システム」をはじめ、「町会」や「NPO」、「ボランティア団体」をはじめとするさまざまな「市民活動団体」などが、「地域の課題を解決したい」「地域を活性化したい」といった志と行動によって、市民自身が地域の課題を解決しようとする取り組みが行われており、まちづくりに対する意識が高まっています。

また、国と地方公共団体の役割分担や関係性を見直す地方分権が進み、各地方公共団体は、自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開していくことが大いに期待されています。

少子高齢化や人口減少など、社会環境が大きく変化する中で、さまざまな課題に的確に対応するためには、地域全体を一つの経営体としてとらえ、市民の皆さんと一緒に地域目標や解決すべき課題を定め、その実現に向けて持ちうる資源を生かしながら、取り組んでいく新しい行政運営が求められています。

そうしたことから、市民等、議会および執行機関がお互いに連携協力し、尊重し合いながら、それぞれの役割に応じて継続してまちづくりに取り組んでいくためのしっかりとした理念や、それを具体化した仕組みが必要であると考え、条例の制定に向けて取り組むこととしました。

制定後の取り組み

協働によるまちづくりの第1歩として、市民の皆さんが安心して地域活動やボランティア活動などの公益的な市民活動を行うことができるように、市民活動中の思わぬ事故をサポートする市民活動保険制度を4月から新たに導入しました。また、本条例の趣旨、内容について、市民の皆さんの十分な理解が得られるよう周知徹底に努めていきます。

こういった内容の条例ですか？

条例ができて弘前市はどうなりますか？

この条例で「市民等」とはだれを指しているのですか？

協働のまちづくりとは？

本年度はどのような事業を実施するのですか？

弘前のこれからのまちづくりを市民等、議会、執行機関という3者により協働で動かしていくためのそれぞれの役割やルールを定めています。

この条例は、まちづくりの理念、仕組みなどを定めるものであるため、条例の制定により、直ちにこのまちがどうなるというものではありません。大事なことは、市民等、議会、執行機関それぞれが、この条例の趣旨や内容を意識してまちづくりに取り組むことです。

市民等、議会および執行機関が互いの特性を価値あるものとして大切にしながら、互いの不足している部分を補い、市民の幸せな暮らしを実現するために、それぞれの役割に応じて公共的な活動に取り組むことです。

条例周知事業としてガイドブック、逐条解説書、子ども向け解説書を作製、配布します（一部実施済み）。また、条例推進事業として、この条例に定める各主体が一同に会し、企画立案から関わり、協働により平成28年1月にフォーラムを開催する予定です。

条例の特徴

～弘前らしさ～

学生を主体（担い手）として位置付け

市内外から通う学生の多さは弘前の特性であるとともに、学生自体が若く、各自さまざまな専門分野で学んでいるなど多様な力を秘めています。そうしたことから、積極的にまちづくりに関わって欲しいという期待を込めて市外から通う学生も含めて主体（担い手）として位置付けています。

市民力等を推進する仕組み

「市民参加型まちづくり1%システム」のように、市民自ら構想・立案し、市の補助金を得て、市民自身が地域の活性化や課題解決などを担う状況になってきています。こういった取り組みを特徴としてとらえ、市民力、学生力、地域力といった各主体が有する特有の力を後押しするため、執行機関が講じる措置を定めています。

法務面からの検証を加えた実践的な内容

条例の制定作業において、法務管理の面からの検証を加え、憲法や地方自治法の趣旨を損ねないよう、適用除外規定（この条例の規定をあてはめないケース）を設けるなどし、実践的な内容としています。